

津市公告第173号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和5年11月17日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

(1) 件名 令和5年度第5回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件 番号	概要					特記 事項
	区分	所在	地番	地目	地積	
1	土地	津市香良洲 町字新開地	6077番2	雑種地	5,115㎡	別紙① 物件調 書のと おり

(3) 各物件に関する特記事項

ア 本物件は、現状有姿で引き渡します。

イ 本市は、本物件における地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壌汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 本物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、本物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ 本物件は、令和6年3月31日（日）までを終期とする賃貸借契約に基づき賃借人に貸し付けており、賃借人により資材置き場に供されていることのほか、別紙①「物件調書」に記載の特記事項があり、本市は、これらの契約不適合責任を負いません。

(4) 物件の現地見学会

下記のとおり物件に関する現地見学会を開催しますので、入札参加希望者は、申込期限までに、入札に参加しようとする物件の所管課にお申し込みの上、現地見学会において当該物件の現状を確認してください。

確認後において、入札に参加しようとする場合は、所定の様式による「現地確認書」を、入札参加申込時に本市に提出してください。なお、入札に参加する場合は、現地確認及び現地確認書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

日時：令和5年12月14日（木）午前10時から午後4時まで

令和5年12月15日（金）午前10時から午後4時まで

※ 原則として上記いずれかの日程内で下記所管課へお申し込みください。申込者が多数となる場合は別途日程を設ける場合があります。

※ 所要時間は、各物件30分程度を予定しています。

※ 申込者ごとに異なる時間帯で実施を予定しています。

※ 申込期限：令和5年12月11日（月）午後5時まで

物件	所管課	電話
物件番号1	香良洲総合支所地域振興課	059-292-4374

## 2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者としします。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）

す。)に該当すると認められる者(行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。)

(10) 日本語が理解できない者

(11) 日本国内に住所及び連絡先がない者

(12) 入札しようとする物件に関し本市が開催した現地見学会に参加しない者、若しくは参加をしたものの、当該物件の現地確認書を提出しなかった者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 入札参加申込手続

ア 申込方法 下記(2)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出してください。本市の確認後、入札参加資格審査結果を通知します。

イ 申込期間 令和5年12月14日(木)午後1時から同月22日(金)午後2時まで

#### (2) 必要書類

ア 津市公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書(以下「入札参加申込書」といいます。)

イ 履歴事項全部証明書(個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し)

ウ 印鑑証明書(個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書)

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

カ 現地確認書

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※ ア、オ、カの書類は、津市ホームページからダウンロードし、若しくは入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。

※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ります。

※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、

行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(3) 入札保証金の納付

入札参加者は、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和6年1月11日（木）午後2時までに納付してください。なお、指定口座については(1)で示した入札参加資格審査結果通知に記載します。

※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。なお、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し確認を受けた時は、この限りではありません。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所在	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市香良洲町字新開地6077番2	31,299,400円	3,443,000円

5 入札について

(1) 入札日時：令和6年1月19日（金）午前10時00分

※ 定刻になっても出席の無い場合は棄権とみなします。また、開札は入札後、直ちに行います。

(2) 入札場所 津市役所本庁舎6階 第61会議室

(3) 入札方法及び決定方法

ア 本市指定の入札書により、必要事項を記入し、記名・押印（印鑑（登録）証明書届出印）の上、封入し、入札箱に投函してください。

なお、あらかじめ記名・押印（印鑑（登録）証明書届出印）及び封入をして入札場所に持参しても差し支えありません。

イ 入札書に記載する金額（入札金額）は、4の予定価格（最低入札価格）

以上の入札金額で表示してください。

ウ 有効な入札による入札金額であって、本市が定める予定価格（最低入札価格）以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

エ 最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。ただし、当該入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格とします。

オ その他入札に関する事項は、別添の「公有財産売却に係る一般競争入札参加者心得」で定めるとおりとします。

## 6 契約について

### (1) 仮契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和6年2月2日（金）までに仮契約を締結することになります。

仮契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立し、停止条件（市議会の議決）が成就した時に効力が生じることになります。

### (2) 提出書類

次に掲げる(ア)の書類を令和5年2月2日（金）午後5時15分までに、(イ)、(ロ)の書類等を本市市議会における議決後、別途本市が定める期日までに、本市に提出してください。

#### (ア) 公有財産売買仮契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付した上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

#### (イ) 所有権移転登記嘱託請求書

(ロ) 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。  
なお、登録免許税額は概算222,500円ですが、所有権移転登記が令和6年4月1日以降となることから、別途本市において算定して通知します。

## 7 契約保証金

(1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定

する方法により令和6年2月2日（金）午後5時15分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

- (2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。
- (3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和6年2月2日（金））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

## 8 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、契約書案（別紙②）で確認してください。

- (1) 本市は、物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。
- (3) 物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 物件の所有権移転後、物件において、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知しておらず、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。
- (5) 物件は、「10 所有権の移転及び引渡し」に特段の定めがある場合を除き、売買代金の全額納付をもって所有権を移転するものとし、当該所有権移転登記の費用は、落札者の負担とします。

## 9 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、本市の発行する納付書により下記支払期限までに納付しなければなりません。

支払期限：令和6年3月29日（金）

## 10 所有権の移転及び引渡し

本物件は令和6年3月31日（日）までの間、賃貸借契約に基づく賃借人による使用収益がなされているため、令和6年3月29日（金）を支払期日とする売買代金の全額納付を条件として、所有権の移転は、当該賃貸借契約に基づく賃借期間満了後の令和6年4月1日となり、同時に引き渡しを行います。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登

録免許税は、落札者の負担となります。

#### 11 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、すべて落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

#### 12 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案のすべての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。
- (2) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (3) 入札参加申込みに係る取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (4) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (5) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

#### 問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444



## 公有財産売却に係る一般競争入札参加者心得

津 市

本市の公有財産売却に係る一般競争入札に参加する入札参加者は、地方自治法及び同法施行令、津市契約規則、その他関係法令を遵守し、入札公告、契約書等及び下記事項を承諾の上、入札に参加すること。

### 記

#### 1 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### 2 入札書の記載等

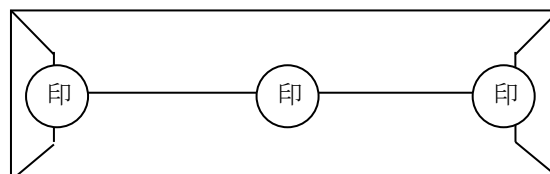
- (1) 入札書（本市指定様式）は、封筒に入れ、日付・入札者の所在地（住所）・名称（氏名）・代表者氏名・押印（印鑑（登録）証明書届出印）、入札金額等を鮮明に表示すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字（1、2、3・・・）を用い、文字は楷書で記載すること。
- (3) 入札金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用しないこと。
- (4) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（本市指定様式）を提出すること。
- (5) 入札書を封入する封筒表面には、下記のとおり名称等を明確に記載し、裏面には届出印又は入札者確認票に記載された代理人の印で原則3か所（※）に封印すること。（下記封印例参照）

（表面）

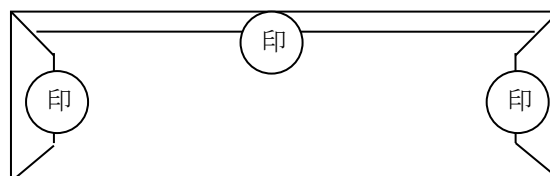
入札書在中	
（あて先）	津市長
物件番号	○○○○○
名称（氏名）	○○○○○

（裏面）

【センター貼り（縦貼り）封筒の封印例】



【L貼り（スミ貼り）封筒の封印例】



※裏面の貼合わせ部分（原則3か所）に封印をすること。封印については、事前に開封がなされていないことの証とすることを目的としていますので、封筒の貼合わせ部分に印影がわたるように押印するものとし、当該目的を達成できていれば、封筒の構造上3か所以下の押印で済む場合は3か所以下でも有効な入札とし、3か所以上に押印があっても目的を達成できていない場合は、無効入札となりますのでご注意ください。

#### 3 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
- (2) 入札保証金の納付を求める入札にあっては、所定の日時までには納付しない又は額が不足して行った入札

- (3) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名押印（印鑑（登録）証明書届出印）のない入札
- (6) 封筒に記載された物件番号と同封された入札書の物件番号が異なるとき。
- (7) 同一物件に対して2通以上行った入札
- (8) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (9) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (10) 意思表示が民法又は個別法上無効とされる入札
- (11) 予定価格（最低入札価格）に満たない入札価格で行った入札
- (12) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

#### 4 開札等

- (1) 開札は、通知した場所において入札終了後、入札参加者の前で直ちに行う。
- (2) 入札金額の読み上げは、場合により上位何者かに限定することがある。
- (3) 入札参加者は、入札会場内において携帯電話等の電源は切り、入札執行者の指示に従い静粛かつ厳正に入札を行うこと。

#### 5 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

#### 6 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

#### 7 入札の中止等

- (1) 入札への参加に係る者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

#### 8 入札者

入札者の入室は、原則一名に限る。

#### 9 入札の辞退

入札参加申込を行った後に辞退する場合は、入札時刻までに担当課まで連絡すること。

#### 10 入札開始時刻の厳守

指定した入札開始時刻までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができない。

#### 11 落札決定後の契約辞退

落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属します。

#### 12 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、公告内容等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 13 その他

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。